

2023年11月27日

鹿児島県知事
各種行政委員長 殿
県立病院事業管理者

2024年度予算編成に関する要求書

鹿児島県議会県民連合
会長 ふくし山ノブスケ

はじめに

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行などから、私たちの暮らし・活動もようやくコロナ禍以前に戻りつつあります。

この間、県や市町村、医療機関をはじめ多くの関係者、そして県民一人ひとりの御理解と御協力を得て、様々に差し迫る危機に対し、一丸となって取り組まれてきました。

あらためて皆さまに心から敬意を表する次第です。

引き続き、重症化のリスクが高い高齢者や基礎疾患のある方をはじめ県民に対し、感染対策としての情報提供や受診・相談体制、医療従事者支援に努めていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の流行は、我が国の社会・経済システムの脆弱性を露呈させた、とも言われており、今後このような感染症や災害発生時等においても生活が維持できる社会システムが構築されなければなりません。また国は、「コロナ後に求められる社会像は『～持続可能で、レジリエント性を有し、多様な価値観を受容できる社会～』。経済的な成功よりも健康的な生活を志向するなど、価値観の多様化が進んでおり、画一的でない多様な幸せが実現される社会の形成が求められている」としています。

本県においても、コロナ禍における課題等について検証し、医療提供体制や保健所体制を強化することと併せ、県民の価値観の変化などを踏まえた上で将来を見据えた各種政策が的確に進められることが重要です。

現在、経済が回復しつつあるとはいえ、物価上昇が長期化していることから県民の暮らしを直撃しています。水道光熱費や食料品を中心に生活必需品全般に及んでおり、特に子育て世代や年金生活者には大きな負担増となっています。物価上昇が賃金の引き上げにつながることもなく、実質賃金はマイナスが続いています。

また、中小企業・小規模事業者は依然として厳しい経営状況が続いております。激変する社会状況に企業が対応できるよう、国への要請も含めて支援が必要です。

県政の課題はなおも山積しています。川内原発20年延長、馬毛島の軍事基地化をはじめとする南西諸島防衛の強化、スポーツ・コンベンションセンター整備、鹿児島港本港区再開発、楠隼中・高校の共学化等々については、十分に説明責任を果たしているとは言えません。未来を担う子どもたちを取り巻く環境も一層厳しくなっています。2022年度の県内不登校児童生徒数は4,507人、いじめ認知件数は10,820件といずれも増加の一途です。学校現場の働き方改革をはじめ抜本的な解決に向けた取組が必要です。

川内原発に係る県民投票条例制定に関する委員会で参考人を務めた鹿児島大学の宇那木正寛教授は、「国策だからこそ、自治体の積極的な意見発信が求められる」「県は国に政策を提言する力を磨いてほしい。最近の自治体は当事者性に欠け、専門家による審議会などを隠れみのにしているようにも見える」と指摘しています。

塩田知事の任期最後の新年度予算編成にあたって、本県の進むべき道が具体的に示される予算となることを期待いたします。

各部局に係る「2024年度予算編成に関する要求書」をここに提出いたしますので、十分な措置をお願い申し上げます。

総務部関係

- 1 少子高齢化対策、地域交通対策等の必要財源を的確に把握し、これに見合う一般財源が確保できるよう要請すること。また、地方交付税の法定率の引き上げと税源移譲の促進など地方分権に寄与する適切な財政政策が講じられるよう要請すること。
子ども・子育て関連施策、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに的確に対応するための社会保障関係予算の確保に努めること。
- 2 大規模建築物、住宅、学校、社会福祉施設、水道、生活排水処理施設などの耐震化・老朽化対策に必要な事業費を確保すること。各地域振興局の老朽化対策に伴う支所等の統廃合については、支所・駐在機関の果たす役割、感染症対策の地域拠点としての保健所の役割を認識し、さらに地域の実情、地方創生の観点等にも着目した総合的な判断を行うこと。
- 3 県職員の給与において、職務の級の最高号給に多くの職員が位置付けられていることから、最高号給を引き上げる方策や昇格に値する役職を増やすなど、職員のモチベーションが低下しないように職務職階級制度の運用の改善に努めること。会計年度任用職員においては、この数十年来恒常的に任用している職種については、基幹的業務として位置付け、フルタイムの会計年度任用職員として採用すること。
- 4 安心して働ける職場環境の整備について
 - (1) 慢性的な超過勤務の実態に陥っている県庁職場については、所属長などによる実態の把握・業務内容の精査など原因を検証した上で、適正な人員配置・特定の職員への業務の偏りをなくすなど改善を図ること。
 - (2) 行政経営推進室の資料において、メンタルヘルスに陥る原因として顕著に挙げられている「職場での人間関係」や「職場環境・雰囲気」について、職場ごとに分析し改善が図られるよう取り組むこと。
 - (3) (2)の資料によると「上司との関係の問題」や「ハラスメント関係」が県庁内においてであると推察される。ハラスメントは許されないものとして、庁内ガバナンスを徹底すること。
 - (4) 退職後の再任用者や定年延長者に対しては、労働意欲など個別に聞き取りするなど配慮に努め、中途退職に陥らないよう対策を講じること。
 - (5) 庁内の少なくない職員から「行政庁舎、執務室が暑い」という声を聞く。快適に過ごせない職場環境では業務効率は極端に下がると考えられるため、職員の働きやすい環境の提供に努めること。

- 5 道路の維持管理業務における民間委託については、これまでの委託費と実績を分析し、地域ごとに直営と民間委託での費用対効果の検証を行うこと。研究業務における現業職員の存在の可否についても職場ごとの検証を行い、研究員への業務負担増、県民サービスの低下につながらないよう必要な対策を講じること。
- 6 公文書管理のための条例に基づく公文書館については、歴史的文書はもとより、各部や職場で管理している公文書も選定し、「政策決定の透明化」「適切な情報公開」の具現化が図られるようにすること。公文書管理委員会による公文書等の選定理由についても可視化すること。戦時中の資料など埋もれた歴史的文書や資料等についても民間から情報を提供してもらうなど、県政の資料として活かせるよう取り組むこと。
- 7 都市部への進学は保護者の負担も大きく、地元の大学の存在は重要だ。地元での進学先をどう確保するか、という観点からも県立短期大学の充実が求められている。魅力ある県立短期大学に向けて、有識者を交えての「魅力ある県立短期大学を創造する会（仮称）」を開催するなど、卒業生の意見や高校生・保護者等の意見を集約しながら、県立短期大学の4年生化も標榜しながら県民に選ばれる魅力的な大学として発展していけるよう取り組むこと。

男女共同参画局関係

- 1 世界経済フォーラムは、2023年版の世界男女格差報告書を発表、日本のジェンダー・ギャップ指数は146カ国中125位（前年116位）と公表開始以来最低となった。都道府県別ジェンダー・ギャップ指数の試算で鹿児島県の順位は、4分野のうち経済16位、行政38位と上がったものの、教育44位、政治46位と低迷している。特に教育は4年制大学への進学率の低さが男女ともに全国でも最下位クラスにも関わらず、さらに男女格差があるという、県の独自の課題といえよう。今年度3月策定の第4次鹿児島県男女共同参画基本計画を着実に推進するため、他部局への働きかけ・連携を強化すること。
- 2 市町村における男女共同参画推進条例の制定は、令和5年度時点で制定済は17市町で、未制定が6市16町4村となっている。また、市町村における課長相当職以上への女性の登用は全体で12.1%（全国平均17.1%）、係長級以上への女性の登用は全体で19.1%（全国平均29.2%）と全国的にも遅れている。各自治体での取組が前進するよう支援・助言を積極的に行うこと。また、「県女性活躍推進計画」における施策が実効あるものとなり得ているのか、計画の数値目標と目指すべき姿の達成状況を検証し、課題の洗い出しと解決に向けた施策を講じること。
- 3 労働基準法では、女性であることを理由とした賃金の差別的取扱いは禁止されているが、女性活躍推進法においても、常用労働者301人以上の大企業に対する「男女の賃金の差異」の情報公表が義務化された。県内の中小企業においても、えるぼし認定等における公共調達の有利性を周知するとともに、県においても、子育て支援、男女間格差の解消や人権尊重、社会貢献度向上が反映される入札・契約制度に見直していくこと。
- 4 労働施策総合推進法（パワーハラ防止法）の改正により、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となったが、雇用主における研修の実施等必要な配慮義務や労働者におけるハラスメント問題への関心と理解を深め言動に注意を払う義務など、まだまだ理解不足も否めない。ジェンダーハラスメントやマタニティハラスメントなど、婚姻・妊娠・出産等に係る不利益な扱いも存在している。事業主が防止のために講ずべき措置が徹底されるよう取り組むとともに、一体的な相談窓口の強化も図ること。
- 5 2022年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数は、1,977件（2021年1,627件）と高止まりが続いている。また、FLOWER（性暴力被害者サポートネットワークかごしま）での相談件数は令和4年度が512件と対前年比94件増加し離島における遠隔地支援業務も担っているこれらの機関の人員体制の補強整備および関係機関との連携強化に努めること。

- 6 マルチ商法や送りつけ商法などの悪質商法に加え、近年ではフリマサービスに関連したトラブルやウクライナ情勢を悪用した詐欺、さらには靈感商法関連の相談事例も増えるなど年々手口の複雑化・巧妙化は増している。消費生活センターにおける消費生活相談員は、消費生活相談員資格（国家資格）が必要であり、日々情報収集等の研修や自己研鑽に勤しんでいる。業務の内容等に鑑み賃金や雇用形態の改善を図り、優秀な人材確保・消費者行政の機能強化を構築すること。
- 7 これまでの部落差別や障がい者、子ども、女性等の人権問題に加え、社会情勢の変化に伴い、外国人に対する人権侵害、性的マイノリティへの無理解、インターネット上の誹謗中傷や感染症等に関する差別や偏見など、様々な問題が生じている。2022年3月に制定された「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」、同条例に基づく基本計画「鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）」の着実な推進を図ること。人権尊重の社会づくり審議会が1回開催されたにとどまっている。若い世代の方々も交えた新たな協議会などを立ち上げ、体験型人権イベントやSDGsと関連した学びの場など、幅広い人権意識啓発活動に取り組むこと。
- 8 不登校や若者の引きこもり支援について、居場所づくりや相談支援体制の拡充が望まれる。中高年の引きこもりも増加が深刻化しており労働力不足や所得格差、社会保障システムの脆弱化など今後社会に与える影響は甚大である。本人も家族も誰にも相談できず、地域から孤立することも多いという。家族や本人が信頼して相談できる体制の充実・社会と繋がるきっかけとなる居場所の確保・保健医療や福祉的な支援・家族への支援・焦らず着実な就労支援（特に氷河期世代への就労支援）など、複合的な支援に取り組むこと。
- 9 食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援の観点からも、その役割の重要性が高まっているフードバンク。食糧支援団体については、県内においては子ども食堂の活動が活発であるが、障がい者・高齢者・技能実習生など、子ども食堂と繋がりにくい生活困窮者も存在する。また、フードバンクは各福祉施設や子ども食堂などにも食料を提供し、食品提供事業者と消費者とをつなぐ役割も果たす。フードバンク活動団体は、活動資金と人手不足が課題である。金銭的な支援とともに、フードバンクが地域の食料拠点となるよう、食品提供事業者とフードバンクの橋渡し・県内のフードバンク活動団体の取りまとめなどを急ぐこと。

総合政策部関係

- 1 全国知事会は、2018年と2020年に「米軍基地負担に関する提言」を国や在日米国大使館に提出したが、提言内容が実現したとは言い難く、来年度の国の施策並びに予算に関する提案・要望として、日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記することを求めている。南西諸島防衛強化が進められる本県の知事としてそれらの実現に全力を尽くすこと。
- 2 防衛の要とすべき地域が北方から南西島しょ部へとシフトされ、新たな自衛隊基地等の建設が急ピッチで進められている。中でも馬毛島は、在日アメリカ軍の空母艦載機訓練のための滑走路や隊舎整備に係る工事関係者が来年は6,000人になると見込まれており、すでにホテルなど宿泊施設の不足や賃貸物件の高騰、農林水産業への影響も大きく、地元住民の暮らしに大きな変化をもたらしている。これら基地整備に係る問題点など住民の幅広い声に耳を傾け、当事者意識をもって解決に努め、それらの声を政府にしっかりと伝えること。
- 3 交通事業者から県立高校で運行するスクールバスの廃止や路線バスの減便・廃止の検討・運行終了等が示されるなど、厳しい環境にある公共交通の維持・移手段確保は喫緊の課題である。運転手不足や高齢化と併せ、eコマース市場の拡大に伴う物流量の増加などにより、国民生活や経済活動に不可欠な物資が運べなくなるという物流クライシスが危惧されており、いわゆる「2024年問題」への対応も喫緊の課題だ。現在策定中の地域公共交通計画は、交通事業者など地域の多様な関係者と連携し、本県の実態に即した持続可能な公共交通の維持が図れる計画とすること。また、関係機関や事業団体等と連携し、交通運輸産業における人材確保に向けた施策を進めること。
- 4 「かごしま未来創造ビジョン」は、人口減少・少子高齢化などの課題に加え、デジタル化・オンライン化の遅れ、SDGsの実現、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組が重要性を増すなどの社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しが行われた。各種団体や県民からの意見は男女共同参画や多様性を求めるものが多く、一人ひとりの活躍を社会の成長へとつなげていく「ジェンダー主流化」が重要視されている。こうした時代の流れを的確に捉え、県勢の発展や県民福祉の向上に向けて、各般の施策を着実に推進していくこと。
- 5 7月28日に発生した台風6号は、沖縄や奄美地方など各地に大きな影響を与えた。特に、海上輸送や空の便がストップしたことから各離島では、生活物資や医療機関における医薬品不足など、住民生活が脅かされかねない状況にあった。生活物資の多くを島外からの移入に頼っている離島では、必要最低限の生活物資の安定供給に資するストック機能の強化が求められていることから、冷凍・冷蔵機能を備えた施設の整備、血液製剤を含め医薬品の確保など十分な対策を講ずること。

- 6 小水力やバイオマス、地熱発電など地産地消可能な再生可能エネルギーを促進するために、かごしまグリーンファンドの推進、自立・分散型エネルギー導入支援を促進するとともに、全市町村に再生可能エネルギー推進の担当部署を設置するよう要請すること。また、蓄電池を併設した再生可能エネルギー事業所の目標数を設置し、市民と自治体との再生可能エネルギー事業を促進すること。九州電力に対して蓄電能力を増やすよう要請するとともに、送電網の回線開放数を増やし再生可能エネルギーの比率を増やすよう要請すること。大規模太陽光及び風力発電事業については、その立地条件を詳細に調査した上で、地域住民の住環境破壊につながらないよう配慮すること。

観光・文化スポーツ部関係

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として人流抑制がなされ、結果として、観光業は機会損失により経営的に非常に厳しい状況にある。ようやく回復傾向にある今、時機を逸することなく、屋久島、奄美の2つの世界自然遺産をはじめとした本県の多彩な観光資源の魅力の発信や体験型観光メニュー開発促進と旅行支援事業の実施により、誘客対策を官民一体となって進めること。
- 2 訪日外国人が安心して鹿児島を周遊できるよう、通訳ガイドの確保や人材育成、観光案内標識の整備や多言語化への対応等を徹底すること。また、宿泊施設や観光施設及び駅舎等のバリアフリー化、クレジット等外国人の利用しやすい決済導入促進やWi-Fi環境が早期に図られるよう、ユニバーサルツーリズムの促進に努めること。
- 3 鹿児島市が進めるサッカー等スタジアムの整備について、「オール鹿児島」で取り組む姿勢が県民に伝わるよう、まずは、県庁内の関係課としっかり連携をとりながら、鹿児島市、鹿児島ユナイテッドFC、県サッカー協会等の競技者団体としっかり対話すること。
- 4 スポーツコンベンションセンター（仮称）については、本港区まちづくりの議論と整合をとり、交通渋滞、景観及び建物のデザインなど懸念される課題に対し、事前にしっかりと議論を尽くすこと。
- 5 大型クルーズ船等の受入れについては、限られた滞在時間中、多様な鹿児島の魅力に触れることができるよう、バスや高速船の活用など交通網の整備を図り、県内の回遊性を高めること。
- 6 貸切バスの新運賃・料金制度は、値上げではなく適正な運賃とされたところであるが、誤解も多いことから十分な周知が必要だ。また、バスガイドについて国土交通省は「バスガイドは団体旅行において大変重要な役割を果たしており、引き続き、関係省庁等と連携し、バスガイドの活躍の場である団体旅行の促進に取り組んでいる」としているが、県観光連盟や教育委員会と連携した取組を検討すること。
- 7 コロナ禍により、活動自粛や観客動員の大幅減等、多大なる影響を受けた文化芸術団体について、文化・芸術活動の継続、再開のための各種支援策を拡充すること。
- 8 旧集成館・関吉の疎水溝・寺山炭窯跡などの明治日本の産業革命遺産群と併せ、歴史観光拠点として黎明館を活用するため、外国人観光客向けに展示物の多言語化や、レストランの設置など、観光目線での活用について教育委員会と協議・連携を推進すること。

環境林務部関係

- 1 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場については、県議会における情報公開と説明責任等の付帯決議を堅持し、県として安全性を確保した施設運営に責任をもつこと。
 - (1) 暫定的に一般廃棄物の受入れを認めた薩摩川内市や喜界町については、受入が常態化している現状があり、一般廃棄物の処分は元来、基礎自治体の固有事務とされていることに鑑みても、今後の処分計画に責任を持っていただくよう県として指導・助言等を行い、本県の産業廃棄物処分に係る当初の計画に支障がないようにすること。
 - (2) エコパークかごしまは、15年間で60万トンの計画期間の半分が経過しようとしている。しかし、県からの借入金59億円の返済はまだ1回もされていないことから、経営問題を県民に示し今後の見通しを明確にすること。
 - (3) 処分場直下の地下水からダイオキシンが検知されており、その原因究明にも取り組み、施設の安心・安全になお一層取り組むこと。
- 2 世界自然遺産としての屋久島の自然環境を維持するため、国と県は責任をもって登山道の整備や山岳トイレの管理を行うとともに、屋久島の観光振興策を講じること。避難小屋の老朽化が進んでいるため、国や屋久島町と連携し早急に整備が行われるよう支援すること。世界遺産奄美・屋久島のクルーズを含む周遊コースの開拓に取り組み、両世界遺産のブランド力アップに取り組むこと。また、平成29年3月に屋久島町が導入した「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金制度」の円滑な運用を支援すること。
- 3 2017年12月に県議会が提案し成立した「かごしまみんなの森条例」の趣旨を生かし、森林資源の有する多面的機能の保全と、森林資源の循環利用の促進など林産業の振興に努めること。伐採跡地における植林・育成にあたっては、伐採地の荒廃防止の観点から植林技法の研究（混植林など）の試験研究を進め、地球環境・脱炭素・鳥獣の餌確保の観点等広範な角度から研究し再生林を促進すること。また、間伐材の利用促進や特用林産物の産地づくり、森林施業の集約化、木質バイオマス資源の活用と竹材等の消費拡大及び輸出促進を図ること。
- 4 「県公共建築物等木材利用促進方針」の活用目標や木造化基準に基づいて、全庁的な取組を積極的に進めるとともに、市町村や林業事業者、木材加工業者などと連携を図ること。また、木造ビルの建設に向けた直交集成板（CLT）の実用化を推進するとともに、県産材の県外への販路拡大や木材輸出の取組を強化すること。
- 5 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録から2年が経過した。今後、世界自然遺産登録効果の有効活用、最大化を目指すことが求められるが、希少生物の交通事故防止対策や外来種駆除、継続的自然環境保全など価値の意義を図るた

めに多くの課題がある。特に、観光客の増加が見込まれることから、受入体制の構築と併せ、財源確保を図ること。保護と活用のあり方について認識を高めるべく啓発活動を継続すること。

6 本県では、再生可能エネルギー（太陽光発電・風力発電等）の立地計画が後を絶たず、県が主張する「フィット法」や「森林法」などの現行法制では対応できない事例等も散見されることから、林地開発許可はもとよりその如何を問わず、宅地造成などの技術的指導と住民不安を払拭する「行政指導」の仕組みを持つ、県条例を制定し、開発と保全の適切な施策を構築すること。

7 県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するために導入されている森林環境譲与税をさらに有効に活用すること。

8 「鹿児島県森林・林業振興基本計画」における10年後（令和10年）の再造林計画1200ha目標を基に策定した「未来の森林（もり）づくり推進プラン」で示した施策や推進体制を実効あるものとする。また、国に対し、市町村とも連携し森林環境譲与税を有効活用した助成制度等の創設も視野に森林保全施策を講じること。

一方、林業担い手の確保・育成に係る事業の充実と、賃金・労働安全衛生など就労環境の改善について不断の努力を推進すること。

9 馬毛島の自衛隊基地建設計画で、島に生息するマゲシカも環境影響評価の調査対象になったが、防衛省が公表した準備書では保全策も実効性が問われる。森林伐採によりマゲシカの餌の減少などのリスクを考慮して、十分な調査を行うよう国へ申入れすること。

10 猛毒のダイオキシンを含む除草剤「2,4,5-T系」が、半世紀も前から15道県42市町村の山中に、計約26トン埋められたままになっている。本県においても、肝付町、湧水町、伊佐市、南九州市、屋久島町の山中に今もなお埋められており、豪雨による土砂崩れなどの影響による流出が懸念されている。林野庁に申入れを行い一刻も早く撤去すること。

くらし保健福祉部・県立病院局関係

- 1 新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行されたが、高齢者等重症化リスクが高い方については引き続き感染対策に取り組めるよう情報提供を行うこと。新型コロナウイルス感染症の相談・受信については、コロナ相談かごしまや受診・相談センター（保健所）等の情報提供を県民・事業者へ行うこと。また、新型コロナで自宅療養されている方への支援として、コロナ・フォローアップセンター鹿児島については継続して行い、看護師等の離職を防ぐためにも、医療従事者への支援については国へ要望すること。
- 2 鹿児島県内どこに住んでいても、子どもたちがいつでも安心して医療が受けられるよう、中学生までを対象に子ども医療費助成制度「現物給付方式」による窓口負担無料化の早期実現を図ること。
- 3 重度心身障害児（者）が県内どこに住んでいても、いつでも安心して医療が受けられるよう、重度心身障害者医療費助成制度の「現物給付方式」による窓口負担無料化の早期実現を図ること。
- 4 医療的ケア児等支援センターにおいては、医療・保健・福祉・教育など多くの分野にまたがる相談へ一元的に対応するとともに、地域の医療的ケア児等コーディネーターなど関係機関・団体との連携体制を強化し、支援の円滑な調整を図ること。また、訪問看護師の人材育成や、保育所や学校等などへ出向いての研修等の支援も行うこと。
- 5 児童虐待防止対策については、4つの児童相談所の児童福祉司や心理士等の更なる増員を図り、児童福祉の専門性を高めること。中央児童相談所の一時保護所については、桜丘養護学校跡地を活用するなど拡充を図ること。また、他の児童相談所においても一時保護所を設置し、子どもを生命・身体の危険から一刻も早く保護できるようにすること。
- 6 「新しい社会的養育ビジョン」では、社会的養護が必要な子どものおよそ8割が施設入所している現状を踏まえ、より質の高い里親養育への委託を推進している。被虐待体験など多様化する要保護児童を預かる里親への支援をより拡充させるためにも、民間フォスターリング機関を設置すること。また、子どもが意見を表明する権利を支えるために子どもアドボケイトの育成に努めること。
- 7 ヤングケアラーについては、県が行った調査結果等を踏まえ、福祉・介護・医療・教育等の関係機関との連携強化を図り、子どもたちやその家族が安心して過ごせる環境整

備を図るとしてオンラインサロンを運営し、支援団体などとのつなぎ役としてコーディネーターを配置している。当事者が安心して相談でき確実に支援に繋がるよう、各市町村への情報提供と連携を強化すること。

- 8 子ども基本法では、子ども施策を推進するに当たっては当事者らの意見を聴くことを国と地方自治体に義務付けている。子ども政策を強力に進めていくため、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもまんなか社会の実現に向けて取り組むために、予算の確保を図ること。
- 9 若年性認知症への理解促進と支援の拡充を図るため、医療・介護・福祉・労働等の関係者によるネットワークを構築すること。若年性認知症支援コーディネーターが、当事者や家族に寄り添って一体的な支援に当たっているが、各市町村においても相談体制が構築できるよう支援を行うこと。若年性認知症支援コーディネーターの育成に当たっては、県が積極的に取り組み、地域間格差をなくすこと。
- 10 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣・要約筆記者派遣・手話通訳設置）は、実施状況で市町村格差が依然として生じている。県内どこでも必要なコミュニケーション支援が実施されるよう、人材育成と市町村への支援体制を強化すること。また、「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、条例の普及啓発やろう者への理解促進と手話通訳者の人材育成など、手話の普及等に関する各種施策に取り組むこと。
- 11 「障がいのある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」については、県民の認知度について検証し、事業者を含め広く県民の方々に理解促進を図ること。また、ハード・ソフト両面にわたり、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた一層のバリアフリー化に努めること。
- 12 介護人材不足を解消するために、県は、介護事業所等へベースアップが確実に図られているか検証を行い処遇改善に繋げること。また、介護報酬等で、抜本的な処遇改善が図られるよう、引き続き国へ要請すること。外国人介護人材の確保に向けて、マッチング支援事業の拡充や介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるように支援を行うこと。
- 13 県立病院の医師及び各部門の人材を確保するとともに、離島やへき地への医療提供体制を構築するために、オンライン診療など、ICTを活用した遠隔診療を推進すること。そのための、更なる予算確保を行うこと。また、医療の2024年問題への対応も急がれるが、それ等も含め、人材不足による労働環境の悪化を防ぐために、できるだけ早い人材確保に努めること。

商工労働水産部関係

- 1 全国的に各都道府県と国の行政機関などが連携して、労務費、原材料費、エネルギーコストなどの上昇分を適切に価格転嫁することにより、サプライチェーン全体での共存共栄を図り、中小企業・小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする「価格転嫁の円滑化に関する協定書」の締結が進められている。約90%が中小企業・小規模事業者である本県にとって、円滑かつ適正な価格転嫁の実現は、賃上げのみならず、生産性や付加価値の向上など、県が提唱している「稼ぐ力」に繋げるための原資を確保する上で必要不可欠なものであり、一日も早い締結の実現を図ること。
- 2 本県産業が長期的・持続的に発展するために、大多数を占める中小企業・小規模事業者の新事業展開やデジタル化・脱炭素化の実現に向けた取組強化、本県経済を支える新産業の創出と発展の基盤を作り出すための施策を実施すること。産学官、金融の連携を図り、起業に向けた機運の醸成・スタートアップとイノベーション支援のための施策は必須であり、様々な県独自の施策の展開と国の支援を機動的に導入する取組を強化すること。
- 3 あらゆる産業分野において、AI・IoT等のデジタル技術やビッグデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力強化を実現し、労働力不足の解決や地域活力の維持・向上を図ること。また、新しいビジネスモデルの創出を促進するとともに、デジタル社会を担う人材を育成すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症により業績が悪化した県内企業の支援制度であるいわゆるゼロゼロ融資の返済が始まったものの、業績の改善により計画どおりに返済できている企業は限定的と言われている。実態を把握し、県として独自の支援策を講じること。
- 5 この間に実施したあらゆる産業への支援策の総括と課題の抽出を教訓に、ウィズコロナ時代の新たな施策を構築すること。企業などの相談窓口の充実と併せ、ワンストップサービスを拡充する体制の整備を図ること。
- 6 県が管理する工業団地のうち、利活用がなされていない土地は、企業が進出するためのより具体的な方策を講じること。また、企業が立地を検討しやすくするために、霧島くりの工業団地のように造成がなされていない土地は造成工事を検討すること。
- 7 本県における人材確保・育成に当たっては、地域の雇用・産業の状況に応じた県独自の施策を中長期的に実施する必要がある。このため、国に対する新たな財源措置を求めること。また、地域産業、行政との産学官連携による人材育成を図るための施策を積極的に展開すること。

- 8 女性の就業割合の高い非正規雇用労働者の離職者が増加している。労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、再就職支援を講じること。
- 9 就職氷河期世代の活躍支援は、かごしま就職氷河期世代活躍支援プランが第2ステージに入ったことから、第1期の達成状況や課題を振り返って、支援プランの県内関係機関内で連携し、第2ステージでの目標達成に向けて取り組むこと。
- 10 本県の人口減少の要因の一つが、若年者等の進学・就職による県外流出が要因と言われており、県内定着や県外からの人材環流を促進する施策の構築が必須である。国等の施策の充実を求めるとともに、若年者の就職支援や労働条件の改善、さらには、子育てしやすい環境づくりなど横断的な取組が求められており、有効な施策を継続すること。
- 11 県庁18階のかごゆいテラスのうち、コワーキングスペース SOUU の活用に、学生と企業とのマッチングや人材交流のためのスペースとして活用を加え、利用拡充を図ること。
- 12 外国人労働者については、都市圏と地方に加え、国家間での獲得競争も激化しつつある。本県においても外国人技能実習生などなくてはならない存在となっており、技能実習制度見直しを踏まえつつ、外国人が地域において安心して働き、生活することができるよう早急な取組が求められている。そのための制度・政策の構築に努め、鹿児島県で働きたいと思ってもらえるよう具体的に環境整備をすること。また、実習生等の相談体制の拡充、地方自治体の多文化共生の取組を支援すること。
- 13 企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれた改正障害者雇用促進法が施行された。法施行に伴う周知広報、改正に伴う支援制度の充実強化を図ること。特に、障がい者の受入れ実績がない企業に対する雇用支援及びアフターフォローの強化に努めること。また、「もにす認定制度」の認定によるメリットの周知と認定拡大を図ること。
- 14 養殖ブリ・カンパチ等の国内最大の産地であるが、燃油価格の高騰による影響を緩和するために、「漁業経営セーフティネット構築事業」など、国に対し支援制度のさらなる充実を求めること。また、本県で生産されたブリ、カンパチの海外輸出を維持・継続することが重要であることから、健康志向が高まる米国を中心とした海外への輸出促進や、事業者や漁業者が行う輸出国の食品規格に適合するための資機材整備や冷凍・保冷の施設整備の支援策を拡充すること。
- 15 老朽化が進む水産技術総合センターの改修を検討すること。また同センターなどで取り組む種苗生産の技術開発と量産化のための研究・赤潮対策などの研究開発の促進と、それに必要な予算確保を国に要請すること。一方、新規漁業就業者の確保及び漁業への定着率向上を図るため、関係機関と連携し、漁業学校において行う各種研修に

対する支援や長期研修体制の支援を充実させること。

農 政 部 関 係

- 1 本県の基幹産業である農林水産業の持続的発展・振興施策は、昨年4月改定された県政全般にわたり最も基本となる「かごしま未来創造ビジョン」の中に「施策展開の基本方向」に既存施策や進行施策を例示した「方向性」が示されている。

本県の地理的環境や気象、地形、営農形態や営農環境（畑地灌漑など）作物の適地性などの環境、農業技術進展、新規就農者の確保・育成等は地域によって特徴がある。地域ごとに様々な課題を整理検討し、県内の地域特性を十分に反映した「農林水産業版（仮称）地域別かごしま農林水産業未来ビジョン」等を策定するなど、よりきめ細かなビジョン策定を検討すること。

- 2 農地集積・集約化の取組はこの間10年間で、16,803haの実績となっているが、ここにきて農地中間管理機構の集積・集約実績も頭打ちの状況にあり、耕作不適格や作業の非効率な中山間地域が取り残される状況は一向に改善される兆しが見えず、無策を露呈し「未来創造ビジョン」にも具体的な施策の記述は見当たらない。

例えば、中山間地域の放棄農地など活用した、牛や豚の放牧飼養（既に実証中もあり）技術の振興策と支援策の実践、放棄農地などの活用の取組、鳥獣の被害を殆ど受けない「枝もの生産」等は、種類も多彩で国産指向が高まっており、高温多雨な本県の気象環境に適する品種も多い。しかも生産物の現金収入も迅速に得られることから、モデル地域の指定など新たな生産振興に努めること。

- 3 日本の食料自給率は、2020年度のカロリーベースでは前年度から0.38ポイント減少して37.17%で統計データが存在する1965年度以降、過去最低で、食料の60%以上を海外に依存する日本にとって、食糧自給率の向上は喫緊の課題である。国においては、9月11日農水省の有識者会議により「食料・農業・農村基本法」の見直しに関する最終とりまとめを決定し、農水大臣に答申した。

現行法の増産指示や、備蓄放出、食糧配給などの既存仕組みの検証や農家に対し国が別の穀物生産を指示、輸出向けの食品を国内用に変更するなどの法整備を求めている。また、生産コストが上昇しても販売価格に反映が難しい農産物の現状を重視、生産から消費までの各段階での適正取引を推進する仕組みの構築も求めている。今後、国政・県政においても、改めて食料安全保障の議論や施策の展開が求められている。生産現場へは法整備や施策の動向を的確に情報提供し周知に努めること。特に、生産コストの「価格転嫁」については、本県の「食糧供給基地」の役割と担い手の再生産意欲に密接に係わる最重要施策と位置づけ、基本法改正に備え、積極的な「要望・提言活動」を強化すること。

- 4 本県は農業産出額が第2位で名実共に日本の食料基地である。国際的な食料貧困の現状等を踏まえ、食育や食農、フードロス対策などの周知啓発と県内での食料自給率の向上に向けた取組を最大限強化する中長期的な施策を構築すること。一方、鹿児島県の食料品製造業の付加価値を生み出す「稼ぐ力（収益率）」

が全国で最も低い結果が出ている。農業県・鹿児島県の存在感をさらに増すには、1次加工品だけでなく、消費者をターゲットにした商品開発の拡大が鍵となっており、最先端の生産加工技術の研究開発、生産者と消費者を繋ぐプラットフォーム・マネジメント能力の推進を担う人材と必要な経費を拡充すること。

- 5 新型コロナウイルス感染拡大による大きな影響が残り、牛肉などの食肉需要の低迷が続いており、本県農林水産業・食品産業の事業継続のための支援を強化すること。

また、インバウンド需要・外食需要の減少や輸出の停滞により、在庫が増加して滞留する等の影響が生じているため、現状、民間に依拠している「農林水産物等の低温貯蔵施設を公設民営型」で整備・導入するなど、先端貯蔵技術を活用した計画出荷体制を充実し、販売や販路拡大に向けた取組を強化すること。

- 6 国際的な経済連携協定については、県の主要な産品である牛肉や豚肉などの関税が大幅に削減されることに伴う価格低下や生産額の減少など、本県の農林水産業への影響が懸念されている。こうした関係国との交渉状況や国内経済・国民生活への影響については、適時的確な情報提供を国に求めること。併せて、「総合的な TPP 等関連政策大綱」や「県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づく戦略的取組を強力に進めること。特に、「約 10 年後の TPP 関税撤廃」を想定した、各生産者に向けた営農のあり方、対応策等の教育・研修体制を確立し、生産者自らの体制確立を支援すること。

一方、本県産の豚肉や牛肉など、対 EU 諸国への輸出拡大に向けた「攻めの農業」を具現化する取組を一層強化すること。

- 7 新規就農者や認定農業者、集落営農組織等担い手の経営安定をはじめ、農地集積施策を積極的に推進すること。また、本県で特徴的な農山漁村地域の持つ多面的機能を十分に活用・発揮するため、日本型直接支払い制度に必要な予算確保と併せ、防災・減災対策など、農業農村整備事業が計画的に推進できる予算の確保に努めること。農地集積が停滞する中山間地域にあつては、荒廃農地等改善対策（最適土地利用推進事業）や同事業とリンクした基盤整備事業の採択要件緩和も含め、農地集積・活用に向けた条件整備を図ること。

- 8 農業県かごしまとして、各県が先行するスマート農業を見据え、「鹿児島県スマート農業推進方針」を具現化する施策を強力に推進するための予算を計上すること。また、本県唯一の農業教育機関である農業大学校や県内各支場を活用した農業用ドローン等の資格取得など実務研修体制を早急に確立すること。県立の試験研究機関や農業系高校の高度・高等化の教育をさらに推進し先進的な施設整備や研修機器の充実を図るための予算を確保すること。

- 9 農業用資機材の高騰は県内の生産者にとって大きな負担となっている。畜産や水産業にあつては、飼料高騰や燃油高騰に対する支援措置が講じられているところであるが、農業にとっては僅かに肥料価格高騰助成に過ぎない実態に置かれていることから県においては、その他の資機材（出荷用梱包材、マルチ等）の負担軽減（県単事業化）

を図る仕組みを構築し予算化を図ること。

- 10 サツマイモ基腐病については、発病以来最も被病が少ない状況が確保されている。病害発生防止に向けた関係者の諸対策の効果が現れている。引き続き、県内各地域に設けた協力農家でのプロジェクト事業の在り方や、試験研究の手順など手詰り感も仄聞することから、サツマイモ産地ごとに研究テーマを設け、民間知見も最大限活用し柔軟に取り組む体制整備を構築すること。また、新たに承認された農薬（フロントフロアブル等）の実証試験を早急に進め、農家への迅速な情報提供を図ること。未だに基腐病の終息が見えない中で、国の支援策に併せて来季の生産意欲を維持継続できる県独自の緊急対策を引続き実行すること。
- 11 本県の畜産を支える重要な担い手である家畜防疫員や食肉衛生検査員・獣医師の確保は重要な課題であることから、計画的な新規採用、人材育成と併せ、処遇の改善に向けた予算を確保すること。一方、肉用牛改良普及研究所や畜産試験場の研究員等の職員採用や人材育成・確保、施設整備など研究体制を充実すること
- 12 県内で盛んな畜産への影響が深刻な輸入原料に依拠した飼料原料から、国内自給飼料の調達に向け、種苗や育成研究と供給が求められている。県においては、国産自給飼料の供給に向け、中・長期施策を早急に構築すること。また、中山間地域の耕作放棄地等を活用した「自給飼料」や「放牧飼養」の育成・研究を本県の特徴的施策として確立するための施策の検討と併せ、モデル地域での実証試験の取組・研究を構築すること。

土 木 部 関 係

- 1 公共工事において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女共同参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守など価格以外の要素も評価の対象とする総合評価方式の実施に努めること。
- 2 近年気候変動に伴い激甚化する台風・豪雨の影響により、人と人との交流や物流を支える道路や港湾施設、土砂災害や洪水から県民の生命財産を守る砂防施設や河川施設などの社会資本の被災が懸念される。各施設の安全性を検証するとともに、今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震や桜島大噴火、さらには直下型地震等の自然災害に耐えうる県土づくりを進めること。
- 3 7月28日に発生した台風6号は、特に奄美地方を中心に大きな影響を与えたが、離島住民の生活・産業の命綱である海上輸送においても欠航・抜港が増えている。
また、道路・河川等の公共土木施設等に大きな被害をもたらした住民生活や生産活動に多大な影響を及ぼしている。離島住民の生活の安心・安全に資する港湾整備や各種災害対策に努めること。
- 4 高規格幹線道路や地域高規格道路の整備に関しては、両半島間のバランスに考慮した、県内の交通ネットワーク整備に努めること。一方、高規格・地域高規格道路の利便性や効果を享受できない有人離島などの交通ネットワークの形成には、特段配慮し、幹線県道・国道の整備促進を図ること。また、災害時の避難道路や生活道路である離合困難な県道整備については、1.5車線の道路整備手法も施行されるが、人身事故などが多発する箇所等については、早期に整備を進めること。
- 5 洪水ハザードマップの作成においては、要避難区域や避難箇所、災害弱者・要介護者・障がい者を想定したマップなど住民がわかりやすい図面となるよう改善を図ること。また、避難訓練や防災教育の実施などソフト施策の充実とともに河川・港湾における浚渫や堤防整備、海岸防災林の整備、避難施設及び避難経路の整備を行うこと。
- 6 無電柱化は、これまで防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点等から実施されているが、近年、特に災害の激甚化・頻発化等によりその必要性が高まっている。台風や豪雨等の災害では、電柱倒壊による停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースもあり、電力や通信のレジリエンス強化も求められている。特に奄美群島などは台風常襲地帯であることから地域の実情を踏まえ調整を図りながら無電柱化が出来るだけ促進されるよう努めること。
- 7 近年、道路・河川・砂防・港湾等の公共土木施設の維持管理に関する苦情や要望が多岐にわたっている。道路補修等は、道路上の穴ぼこでバイクの転倒事故による賠償が発生するなど人命にかかわることから迅速な対応が求められる。県民サービスの観

点から職員配置の現状を検証と維持管理直轄予算の拡充、道路維持作業や河川・砂防維持作業が迅速かつ計画的に対応できる包括的管理システムを検討すること。

- 8 地域振興局管内の公共事業の発注に関しては、地元企業を育て人材の育成と定住人口増を図る「地元優先発注」の意義を考慮し、市町村内における地元企業への優先的な発注に配慮するなど制度の透明化・情報公開に努めること。また、公共工事の入札不調に対しては、特に、激しい物価上昇にある今日、最新の労務単価や資材等の適正単価適用の徹底やインフレスライド条項の運用、発注時期の調整、主任技術者兼任要件の緩和、さらには建設キャリアアップシステム導入など人材育成等の状況も踏まえ適切に対応すること。
- 9 災害復旧工事や道路維持補修工事の入札不調については、受託する建設業者の技術者不足や業務の不採算性などが原因とされているが、建設業界の意見聴取等で原因を詳しく把握し改善を図るために、入札契約に関する取組、積算・監督に関する取組、発注に関する取組など環境の整備の取組によって不調・不落とならないよう様々な対策を講ずること。
- 10 指定管理業務委託や民間委託は、これまで自治体が経費削減を優先するため、指定管理料は管理・運営ができるギリギリの額とすることを一般的としてきているが、重要な目的の一つは、県民への公共サービスの向上にある。しかし、業務内容など制約があり経営改善できないケースが少なくない。結果的に現場スタッフの賃金低下、サービスの低下につながることから、指定管理料についても、近年の物価高騰を勘案し対応すること。また、指定管理者制度のこれまでを検証し、民間の知恵を活かして運営できるよう改善すること。
- 11 鹿児島港本港区エリアまちづくりについては、スポーツ・コンベンションセンター整備が先行して進められているが、整備のあり方等に対する県民の懸念は未だに払しょくされているとは言い難く、エリア全体のゾーニング、景観形成ガイドラインと十分に整合性をもたせること。また、県民から寄せられた利活用のアイデアについては十分に尊重すること。更に、鹿児島市が主体と進めているサッカー等スタジアムについては、「オール鹿児島」にふさわしい連携を図ること。
- 12 県が管理する公共土木施設のインフラ長寿命化計画については、橋梁やトンネルの着実な事業の促進と優先的な予算配分に努めるとともに、点検や修繕等の戦略的な維持管理・更新に寄与する専門的な技術職員の配置・採用に努めること。
- 13 県営住宅等の社会インフラ整備における長寿命化策についても、耐震工事とともにエレベーター化の促進や車椅子で出入りできるバリアフリー化など社会的弱者に配慮した施策を推進すること。これらのインフラ長寿命化政策については、広く県民に公開すること。

危機管理防災局関係

1 太陽光や風力発電、小水力発電やバイオマス発電など再生可能エネルギーの導入においては、防災や自然景観、野生生物、住環境の配慮、さらには地元住民の理解を最優先とし乱開発による自然破壊を防止すること。その際、地域共生・地産地消を意識した政策を最優先とすること。また、燃料電池や蓄電池の普及、さらにはLED製品等省電力機器の導入促進を図るためにも、製造企業や利活用企業との協力協定を結びながら、再生可能エネルギー推進県としての政策を強化すること。

2 原発政策については、原発を稼働させる電力事業者が新規規制基準に係る適合性の審査を申請し、原子力規制委員会が審査を行い、国が決めた制度内で稼働するかしないかの判断が下されることになるが、県民の命と暮らしを守る観点から確実な安全性と安定的な電力供給の担保を前提とすること。その延長の是非を県民に問うこと。原発に頼らない社会を構築するためにも、地産地消の再生可能エネルギーの普及や省エネ推進といった脱原発につながる政策を構築すること。

ひとたび事故が起これば、奪われるのは県民の健康・生命と財産・暮らしである。規制委員会及び九州電力への安全要求の水準をより高くし、頻回の立ち入りや聞き取りなどの実施、説明責任のさらなる追求など、県民を守る県としての責任を果たすこと。残念ながら、系統分離の不備・カルテル疑惑・不正閲覧など、安全性以外でも九州電力においては不祥事が相次いでいる。企業体質に対する県民の不信を払しょくし、信頼の下で電力の安定供給に取り組んでいただくよう県として要請すること。

3 県地域防災計画において、地震・風水害時での避難手段及び避難所設置については、バリアフリーや感染症予防を盛り込んだ指針に改訂し市町村が主体として整備を進めているが、被災しない場所への避難所設置や毛布・簡易ベッドさらには犬猫保護対策等について適切な対応ができる避難所となるよう支援・助言すること。また、県が作成している「地震等災害被害予測調査」「津波浸水想定の設定」さらには市町村で作成しているハザードマップ等を活用した自主防災組織での机上訓練など、県民の防災意識が高まる施策を講じること。

4 川内原発避難時における避難経路については、放射性物質拡散状況などの情報を県民に速やかに提供し、市民自身が避難経路を判断できるようにすること。その際、福島原発事故では、45キロ圏内の飯舘村にも避難指示が出されたことを鑑みると、50キロ圏外への避難所設置を考えた避難計画を検討すること。また、自家用車での自主避難者について、PAZの住民もUPZの住民も一斉に避難した場合や国道267号線が渋滞や事故で通行できない場合のシミュレーションを考えるなど、複合的な最悪の事態を想定した訓練も行うこと。

5 桜島の大規模噴火に伴う島外避難は、鹿児島市内の平野部の小中学校が指定されているが、降灰予測や津波予測においても鹿児島市外への避難が現実的ではないかと考

えられる。鹿児島市外への広域避難について検討すること。また、噴火警戒レベル発令については、科学的な観測による火山予知情報によるものとし、大きな噴石が飛散した情報をもってのみレベル発令を行うことは防災情報でしかなく、噴火警戒レベル引き上げとしての根拠は乏しいものと思われる。レベル発令の見直しを気象庁に働きかけること。

- 6 各市町村における消防職員の充足率向上に向けた対策を強く要請すること。また、消防学校における県職教官の数を増やすこと。そのための予算を確保すること。さらに、消防学校や航空センターに派遣している市町村職員の居住地や福利厚生関係費、手当等については、派遣職員に不利益がないよう県の責任で保障すること。消防学校の老朽化した機材の更新をさらに行うとともに、多様化・複雑化する災害に対応するための訓練施設の充実を図ること。
- 7 台風時等における離島への物資が滞る事態に対処するため、食料品等の冷凍冷蔵庫の確保や血液製剤等の確保策について検討すること。
- 8 国の安全保障戦略に係る我が県の位置づけは大変重要になってきている。しかし、なし崩し的に訓練内容が拡大される現状は到底許されるものではない。令和5年合同演習での民間空港でのタッチアンドゴー訓練や、令和5年10月の松野官房長官からの申し入れの「有事の際に県として避難民を受け入れる」などは、日本国内が戦地になることを意味する。そのような訓練を安易に行うことは周辺国を挑発し緊張関係を高めることになる。言うまでもなく、県民の命と暮らしを守るのは、県の責任である。防衛は国の専管事項だからこそ、その受け入れを行う自治体として、国に説明責任を果たさせ、外交努力をさせ、真に抑制的な行動をとり国際社会に平和主義国家としての責任ある行動をするよう求めること。

出納局・人事委員会関係

- 1 入札・契約制度については、県議会が提言した①良質な公共サービスの安定的提供と県内事業の経営健全化、②安全で適正な労働条件の確保に向けて、公共事業の地元優先発注、長期継続契約、物品調達の地域業者への配慮を促進するとともに、公正労働基準を設けた作業報酬下限額の設定や SDGs 貢献度、男女平等参画、コンプライアンス遵守など総合評価制度のさらなる充実に努めること。
- 2 公契約における公共サービスの質の確保のために、昨今の物価高、燃料や資機材高騰など、契約期間中においても社会的状況の変化に適切に対応し事業継続ができるように配慮すること。特に、最低賃金が上昇した場合には、賃金スライドの導入など適切な賃金水準が確保できるような制度を導入すること。また、労働集約型の人材産業であるビルメンテナンス業務等においては、品質確保法の対象とする厚生労働省通知に鑑み、最低制限価格制度による入札を行うこと。
- 3 人事委員会制度は労働基本権制約の代償措置であることを踏まえ、人事院勧告や社会一般の情勢に加え、生計費、他県との均衡、離島異動、他の官公庁への出向などにも配慮した勧告を行うこと。特に、募集しても定員に満たない採用困難職種については、他県や民間の勤務労働条件等の実態を把握し、適切な勧告に努めること。
- 4 来年4月から始まる段階的な定年引上げにおいては、2年に1回、定年退職者が出ない年があるため、2年を平準化して採用数を確保するなど人材確保・定員管理に心がけること。また、60代に適した職場のあり方についても研究・調査すること。
- 5 業務の遂行にあたっては、公用車の配置は必須であるが、走行距離が20万キロを超えた公用車も見受けられる。安全対策を徹底するとともに、定期的な更新に努めること。その際、水素エネルギー社会に向けた取組に寄与するためにも燃料電池車の配車に努めること。
- 6 南薩地域振興局の再整備にあたっては、南さつま市区・南九州市区・指宿市区・枕崎市区と広範囲を管轄することになることから、本所・支所の現在の人員配置を最低限とし、地域の実情に即応できる人員組織体制を構築すること。また、開かれた地域振興局にするためにも公共交通の充実に努めること。曾於庁舎については、県境を抱える地理的状況に鑑み、庁舎機能の強化を図るためにも早急に耐震化対策を行うこと。また、本庁舎の改修に伴う支所や駐在所のあり方については、統廃合を前提とせず地元の意見や業務の遂行状況に鑑み、行政サービスの後退にならないよう検討すること。

教育委員会関係

- 1 「学校における業務改善アクションプラン」の目標等の進捗状況を把握し、未達成項目は、その達成に向けてさらに努めること。なお、勤務時間管理の実態や部活動の地域移行など、真に教員の労働環境の改善に繋げるための施策になり得るよう課題を明確にして取り組むこと。
- 2 依然として、教員の成り手の減少は深刻な状況であり、教員確保のため教職員の長時間労働の実態把握及びその是正等に現実的・効果的な対応を図ること。
- 3 県特別支援学校等教育改善検討委員会の議論の結果に基づき、早急に特別支援教育の充実を配慮すること。その上で、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け「合理的配慮」の充実を図ること。また、「特別支援教育推進計画」の策定で、特別支援教育の一層の充実・強化を図ること。
- 4 学校におけるハラスメントの防止について、すべての市町村教委においてハラスメント防止の指針が策定されるよう、必要な技術的助言等働きかけを行うこと。
- 5 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、1校あたりの配置基準等を明確化し、適切な予算措置を講じること。
- 6 夜間中学校の設置にあたって、開陽高校の運営に影響の無いよう、施設設備及び人的配置に関し、適切な予算措置を行うこと。
- 7 空調設備の経費やスクールバスの廃止に伴う対応など、県立高校の保護者負担について、他都道府県の例も踏まえ、あるべき論を協議の上、必要な財政的支援等について予算化すること。
- 8 不登校児童生徒への支援に繋がるよう、フリースクール等との連携を図り学びの保障を行うこと。また、自宅等に引きこもっている児童生徒に対しては、居場所の確保といつでも学びの場に繋がるように体制を整備すること。

警察本部関係

- 1 前年度比による犯罪の認知件数、特に重要犯罪や窃盗犯、知能犯の増加が著しい。原因の分析・県民への注意喚起や周知徹底・関係機関との連携強化・捜査態勢の充実など、犯罪の未然防止や検挙率の向上に努めること。
- 2 児童虐待やストーカー・DV の相談件数はますます増加し、また不同意性交等や不同意わいせつも倍増している。一方で、DV 被害者の半数以上がどこ（だれ）にも相談しない（できない）という調査結果もあり、これらの事案の件数の増加は、暗数が減少した結果と考えることもできる。
「安心して相談できる」質的・量的な相談体制の整備や被害届の即時受理・対応、都道府県警察や各種相談機関との連携強化に取り組むこと。また、虐待と認定された児童相談所への通告・相談の8割程度を警察が占めていることから児童虐待対応への警察の果たす役割は大きい。引き続き、児相との連携をより緊密にすること。
- 3 人口減少や高齢化、国際化の進展などの社会の変化、また地域における人口構造や警察行政に係るニーズ等の変化を的確に把握し、適切に対応すること。警察の運営のあり方については、常に検討・見直しを図り、柔軟な組織運営に努めること。
- 4 事件の捜査においては供述に頼ることなく、裏付け捜査の徹底と物証による真相解明にあたる化学捜査技量の向上を図るとともに、職権乱用や自白を誘導する威迫的な取調べなど人権侵害が無いよう適正かつ緻密な捜査に努めること。
志布志事件を教訓とし、本県も刑事司法改革関連法に則して「取調べの可視化」を適切に運用し、冤罪の原因ともなる密室での取調べ、自白の強要を防止するとともに、迅速・的確な裁判が可能となるよう実効性を高めること。2019年に施行された改正刑事訴訟法では可視化の対象となる事件は裁判員事件と検察が独自捜査した事件だけに限られ、刑事事件全体の3%に過ぎない。しかし同法の付帯決議により、捜査機関は、可視化が義務づけられていない場合であっても、積極的に取調べを録画すべき責務を負う。さらに2022年6月には同法の施行後3年を経過したことから、法務省が「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」を設置している。県としても可視化の対象を拡大するよう努力し、全件・全過程の録音録画に向けた法改正を国へ働きかけること。
- 5 都市部における交通の円滑化や事故防止のために、道路や交通実態に応じた規制の見直し、地域要望が強い信号機の設置やゾーン30など通学路の交通安全施設の整備促進、交通事故防止の観点から道路標示を明瞭に維持することなどに努めること。福岡県では飲酒運転事故を教訓にして罰則を伴う「飲酒運転撲滅条例」が制定され、各県でも同様の条例制定が相次いでおり、本県でも同様の条例を早急に制定すること。

- 6 県外暴力団の分裂に伴う対立抗争が続く中、市民への被害が危惧されることから取締りを一層強化すること。大麻や覚醒剤等の薬物や銃器の摘発、民事事案への介入や行政対象暴力にも積極的に対応し、その資金源を断つとともに、暴力団を脱退した者や服役終了者等の社会復帰対策を積極的に進めること。若年層の薬物事犯が増加している。薬物依存などの危険性を広く周知し、県民や学校などでの指導を徹底すること。
- 7 2021年4月に施行された県の被害者等支援条例またはその計画に基づき、犯罪被害者等支援のさらなる充実を図ること。

また、県における刑法犯の検挙者のうち約半数が再犯者である。再犯防止施策の推進は、犯罪件数の大幅な減少につながり、ひいては警察職員の働き方改革にも寄与するものと考えられる。鹿児島県再犯防止推進計画につき5か年の振り返りと新たな目標数値の設定、他部局との連携を強化すること。

さらに加害者家族支援・加害者更生プログラムといった分野についても研究・検討を進めること。
- 8 増加する外国人観光客や外国人労働者等の事故や様々なトラブルに適切に対応するため、言語対応や文化などに配慮した体制の整備を行うこと。
- 9 高齢者講習制度の法改正に応じた県民周知に努めることと併せ、高齢者講習の予約困難な状況が解消されない地域「大隅や離島など」が散見される。特に自動車学校や教習所が少ない、加えて、繁忙期（年末から年度末）には予約困難となり、車依存が特徴的な本県地方部での高齢者講習・予約取得を順調に行う対策を早急に講じること。
- 10 警察官の欠員状態が解消されていない。犯罪の質も変化しており、対応できる人材の確保が課題である。採用時における警察業務の魅力発信はもちろんのこと、警察内部のパワハラ・セクハラの根絶に向けた取組、警察職員の育児休暇のさらなる取得率向上に努めるなど、働きやすい職場環境の整備に努めること。
- 11 警察職員による不祥事が続いている。身内をかばっている、といったようないわれなき評価をされないよう、襟を正して処理すること
県警本部においては警察官を加害者とした被害の相談や被害届・告訴状の受理があった場合における、公正な対応・捜査をするよう厳に取り組むこと
また、情報公開について他の都道府県と比べても立ち遅れているとの指摘がある。県民から信頼される県警になれるよう情報公開請求への開示、不祥事事案等の記者会見など、説明責任を果たすこと。

